

長岡市地域福祉計画

(原案)

平成29年11月

長岡市

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

我が国では現在、少子化により総人口が減少する一方、平均寿命の伸長により高齢者が増加の一途をたどっています。加えて、価値観やライフスタイルの変化・多様化により、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家族を含む他者との関わり方が変わり、孤立死や虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、生活課題・福祉課題が多様化・複雑化しています。

このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政等が協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、みんながみんなを支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障害者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。さらに、「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置付けるとともに策定を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示したところです。

本市の「地域福祉計画」は、平成15年度から「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と一体的に策定してきましたが、この新しい「地域福祉計画」は、法改正に伴い各福祉計画の上位計画として位置付け、単独の計画として策定しました。この計画に基づき、地域と行政が協力しながら地域福祉の推進に取り組んでいきます。

2 計画の基本理念

この計画では、「誰もが健やかで元気に、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指すことを基本理念とします。

3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。

また、新潟県地域福祉支援計画、長岡市総合計画、長岡リジュベネーション～長岡若返り戦略～、長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、長岡市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、ながおかヘルシープラン21、長岡市子育て・育ち“あい”プラン、長岡市住宅政策マスタートップラン、長岡市地域防災計画、長岡市人権教育・啓発推進計画、第2次ながおか男女共同参画基本計画との整合性を図ります。

4 計画の期間

この計画の期間は平成 30 年度から平成●年度までの●か年とし、平成●年度に次期計画策定のため見直しを行います。

なお、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

5 計画策定・推進の体制

この計画は、保健・医療・福祉関係者、関係団体、学識経験者、市民等から構成される「長岡市高齢者保健福祉推進会議」及び「障害者施策推進協議会」の委員から意見、提言を受けるとともに、市の関係部署や県、各関係団体と調整検討を行いながら策定しました。また、計画の推進にあたっては、当該会議等において進捗状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

【参考：計画策定の経過】

平成 29 年 7 月	第 1 回高齢者保健福祉推進会議及び第 1 回障害者施策推進協議会（計画の概要説明）
平成 29 年 7 月～8 月	地域福祉に係る市民アンケート調査
平成 29 年 9 月	第 2 回高齢者保健福祉推進会議及び第 2 回障害者施策推進協議会
平成 29 年 11 月～12 月	第 3 回高齢者保健福祉推進会議及び第 3 回障害者施策推進協議会
平成 30 年 0 月	パブリックコメント
平成 30 年 0 月	第 4 回高齢者保健福祉推進会議及び第 4 回障害者施策推進協議会

第2章 長岡市の概況

1 人口と世帯

(1) 人口構造

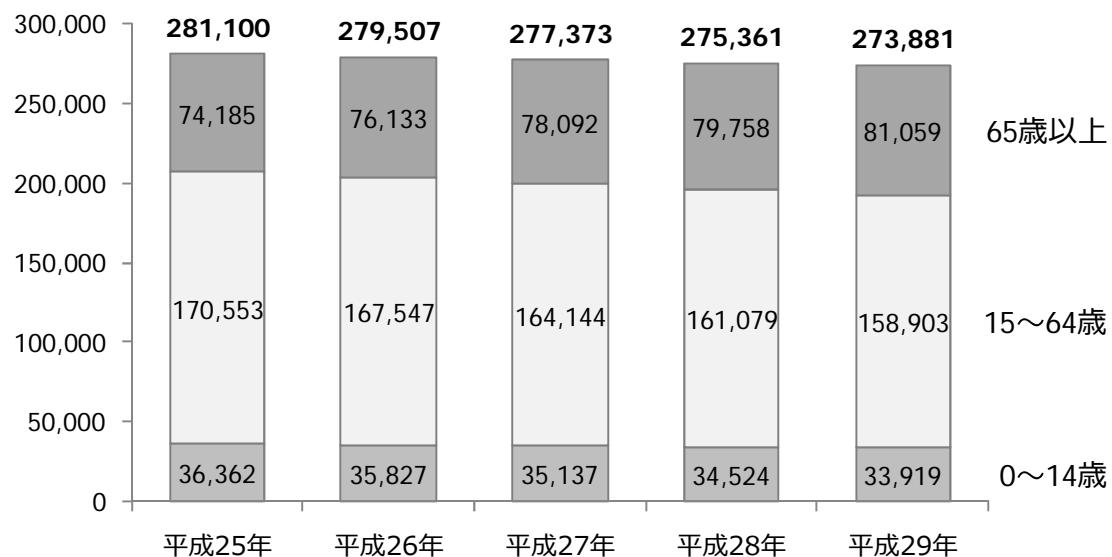
総人口が毎年1,500人～2,000人ほど減少しているなか、高齢者人口（65歳以上の人口）は増加の一途をたどり、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は5年間で3.2ポイント増加しています。

一方、0～14歳の人口、15～64歳の人口は、ともに減少基調にあり、支える側として期待される若い世代の減少が見てとれます。

人口の推移 (単位：人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	281,100	279,507	277,373	275,361	273,881
0～14歳	36,362	35,827	35,137	34,524	33,919
15～64歳	170,553	167,547	164,144	161,079	158,903
65歳以上	74,185	76,133	78,092	79,758	81,059
65～74歳	33,688	35,483	37,234	38,376	39,018
75歳以上	40,497	40,650	40,858	41,382	42,041

※ 各年4月1日現在の住民基本台帳人口



(2) 世帯構造

人口が減少するなか、世帯数が増加していることから、一世帯あたりの人数が減少していることがうかがえます。

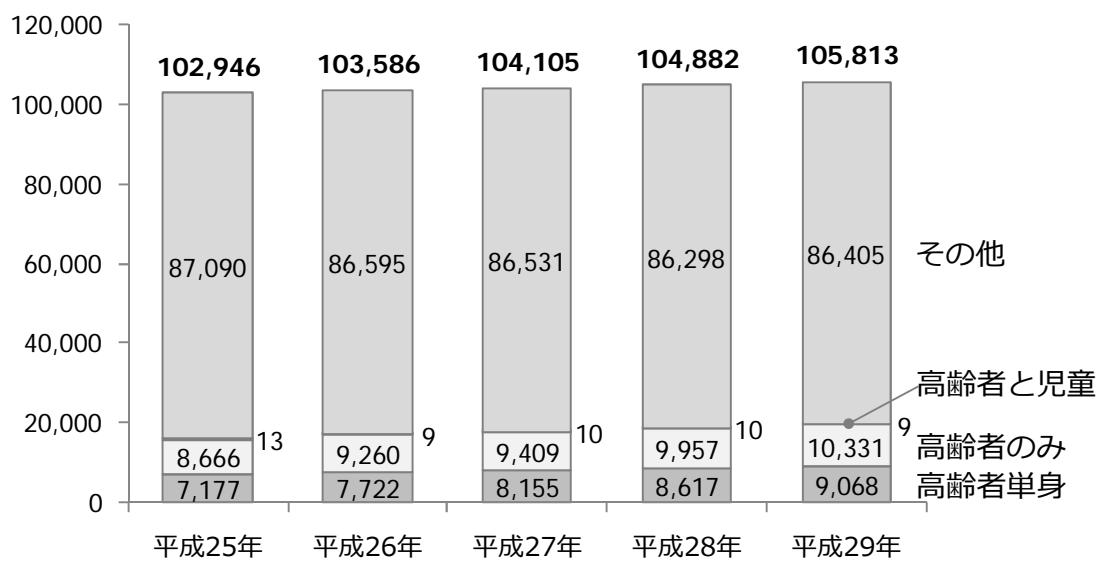
また、単身高齢者世帯、高齢者のみの世帯も増加しており、地域の支えを必要とする世帯の増加が見てとれます。

世帯数の推移

(単位:世帯)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総世帯数	102,946	103,586	104,105	104,882	105,813
単身高齢者世帯	7,177	7,722	8,155	8,617	9,068
高齢者のみの世帯	8,666	9,260	9,409	9,957	10,331
高齢者と児童のみの世帯	13	9	10	10	9

※ 各年 4 月 1 日現在

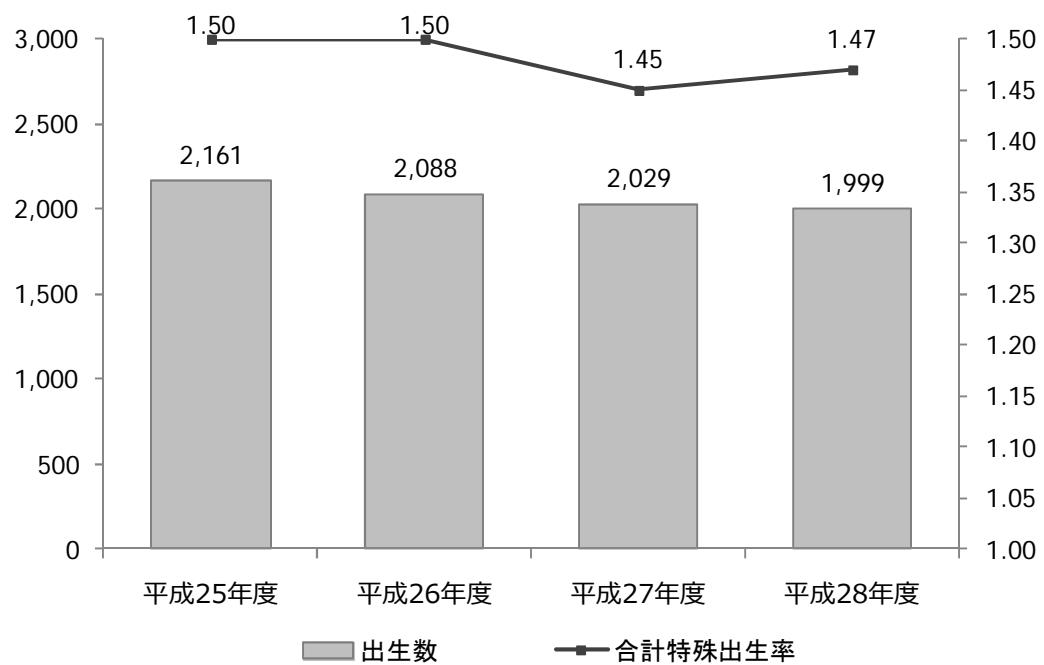


2 子どもの出生

合計特殊出生率は全国、県を上回りながら推移していますが、出生数は年々減少しています。

出生数、合計特殊出生率の推移 (単位:人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
出生数	2,161	2,088	2,029	1,999
合計特殊出生率	1.50	1.50	1.45	1.47
(参考)国	1.43	1.42	1.45	1.44
(参考)新潟県	1.44	1.43	1.44	1.43



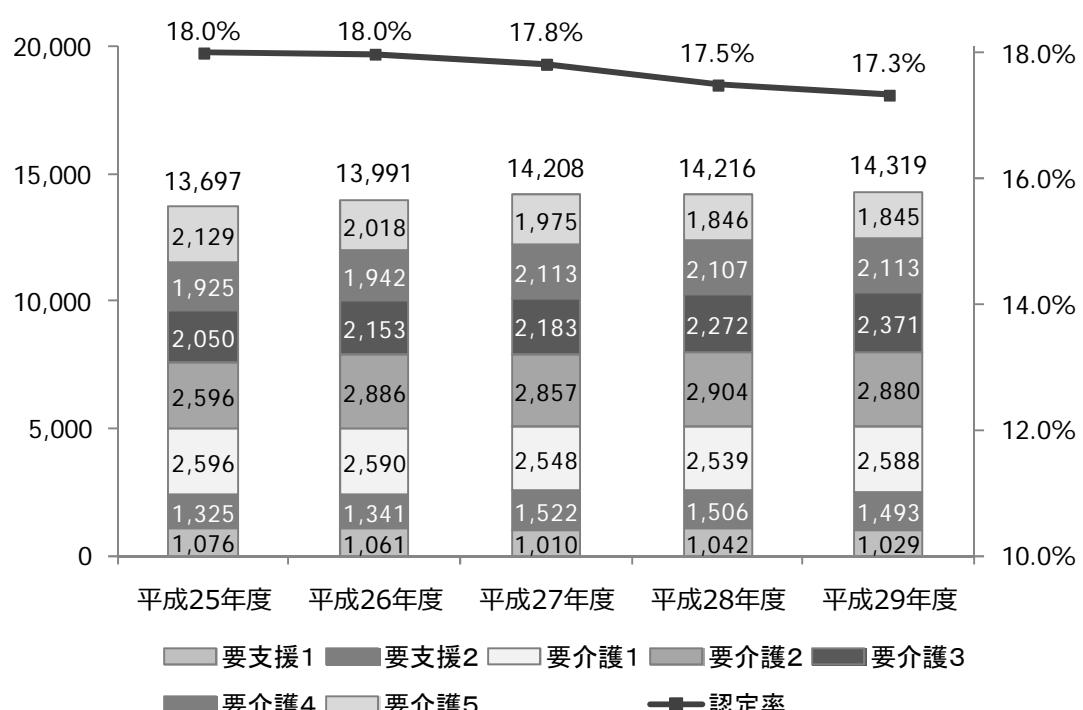
3 要介護（要支援）認定者

要介護（要支援）認定者数は、ゆるやかに増加しておりますが、認定者の増加率が高齢者人口の増加率よりも低いため、認定率は低下傾向にあります。

要介護（要支援）認定者数の推移 (単位：人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
要支援1	1,076	1,061	1,010	1,042	1,029
要支援2	1,325	1,341	1,522	1,506	1,493
要介護1	2,596	2,590	2,548	2,539	2,588
要介護2	2,596	2,886	2,857	2,904	2,880
要介護3	2,050	2,153	2,183	2,272	2,371
要介護4	1,925	1,942	2,113	2,107	2,113
要介護5	2,129	2,018	1,975	1,846	1,845
計	13,697	13,991	14,208	14,216	14,319
認定率	18.01%	17.99%	17.83%	17.50%	17.34%

各年 3 月 31 日現在



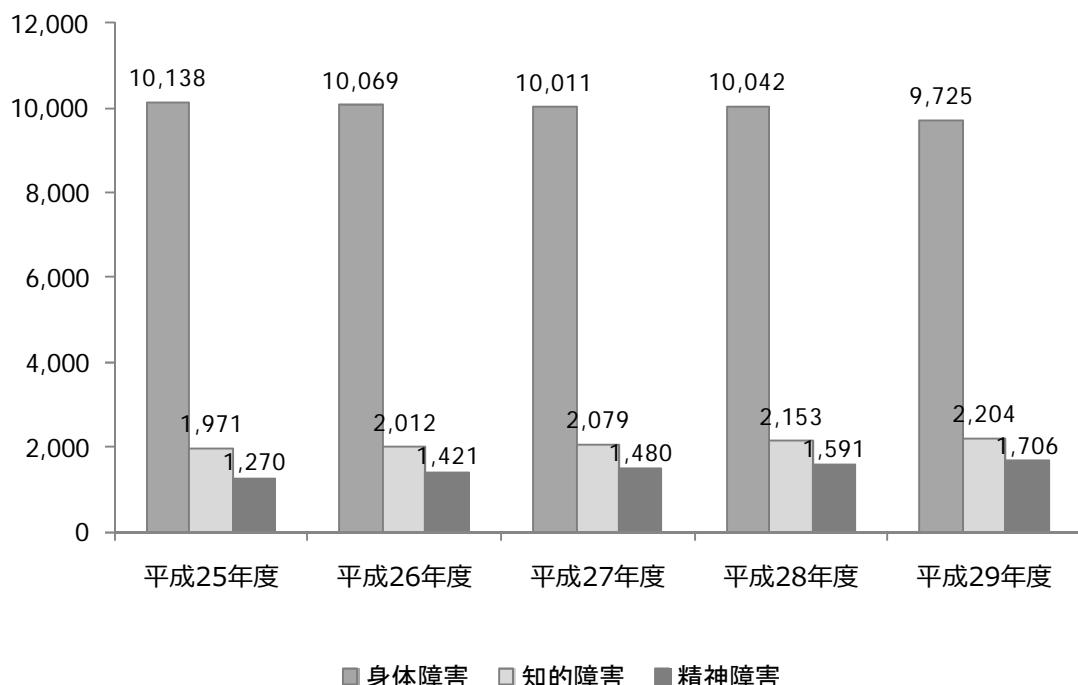
4 障害者手帳の所持者

障害者手帳の所持者は、各障害を合わせて1万3千人を超えており、人口が減少している中、年々増加している状況です。とりわけ、精神障害者保健福祉手帳の所持者の増加が顕著な状況です。各手帳の所持者とも65歳以上の高齢者が半数以上を占めており、中でも、身体障害者手帳所持者については、高齢者の割合が4分の3となっています。

障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害	10,138	10,069	10,011	10,042	9,725
知的障害	1,971	2,012	2,079	2,153	2,204
精神障害	1,270	1,421	1,480	1,591	1,706

各年4月1日現在



■ 身体障害 □ 知的障害 ■ 精神障害

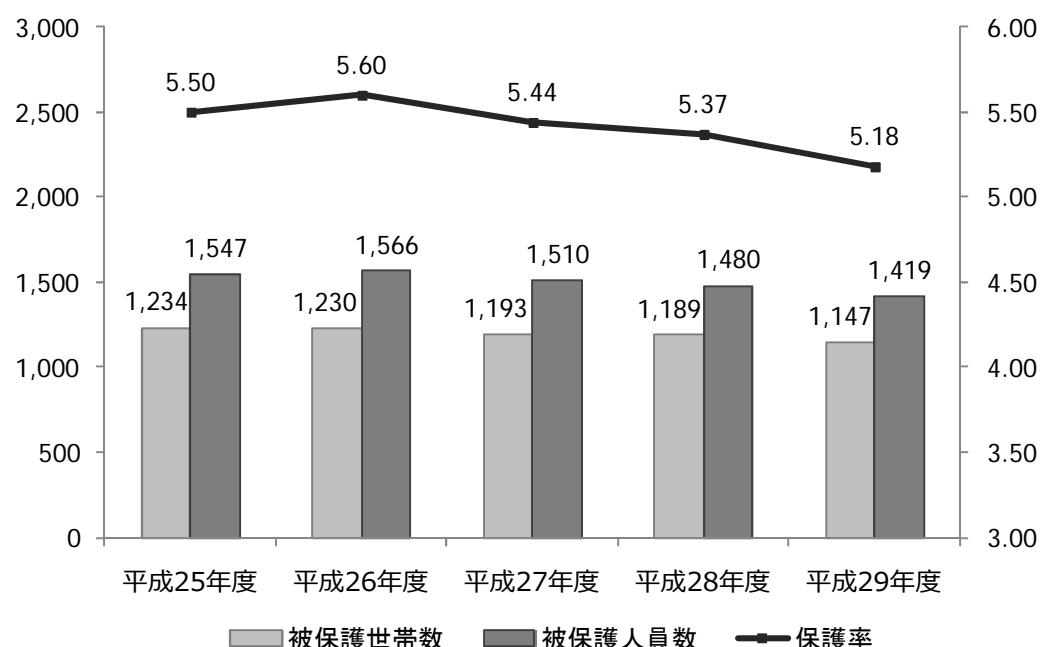
5 生活保護世帯

生活保護世帯は、全国的な傾向と同様に、平成 20 年度後半から、世界的不況による派遣切りや解雇の影響を受けて急激に増加していましたが、平成 25 年以降、急激な増加傾向も落ち着き微減傾向になっています。

生活保護世帯数等の推移 (単位:世帯、人、‰)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
被保護世帯数	1,234	1,230	1,193	1,189	1,147
被保護人員数	1,547	1,566	1,510	1,480	1,419
保護率	5.50	5.60	5.44	5.37	5.18

各年 4 月 1 日現在



第3章 地域福祉の基本方針と施策体系

1 地域福祉を取り巻く主な課題

(1) 地域住民の関係づくりと支え合い機能の向上

少子化や超高齢化、核家族化の進行、プライバシーの重視等により、地域によっては住民同士のつながりが薄れ、支え合い機能の低下が見受けられます。また、地域福祉を取り巻く環境の変化により、孤立死や虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、地域における生活課題・福祉課題が多様化しています。

市は平成6年3月に「長岡市福祉コミュニティ構想」を掲げ、各地域で地域住民主体のコミュニティ活動を展開してきたところですが、これらの課題を適切かつ確実な支援につなげるため、今一度ご近所づきあいや住民同士のつながりを大切にし、地域における支え合い機能を向上させることが求められています。

(2) 地域で活躍する人材の育成

地域における支え合いは、町内会の役員や民生委員・児童委員が中心となって行われています。しかし、地域における生活課題・福祉課題は多様化し、いわゆる「支える側」頼みの支え合いでは、いずれ限界を迎えてしまいます。

これからは、一人ひとりが自分にできる支援を行う意識をもち、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて支え合い活動に参加するとともに、支え合い活動をリードする人材の発掘・育成が求められています。

(3) ボランティア活動の活性化

平成24年4月に市民協働センター、平成28年11月に社会福祉センタートモシア内に長岡市ボランティアセンターがオープンしたことにより、市内ではボランティア活動の機運がこれまで以上に高まっています。しかし、平成29年度に実施した「地域福祉に係る市民アンケート調査」の結果によれば、過去1年間でボランティア活動に参加していない市民は8割以上にのぼり、「参加する時間がない」「十分な情報がない」などにより、参加できていない実態があります。

活動時間の短縮化や積極的な情報発信など、誰もが気軽に参加できるような工夫を行い、ボランティア活動を活性化することが求められています。

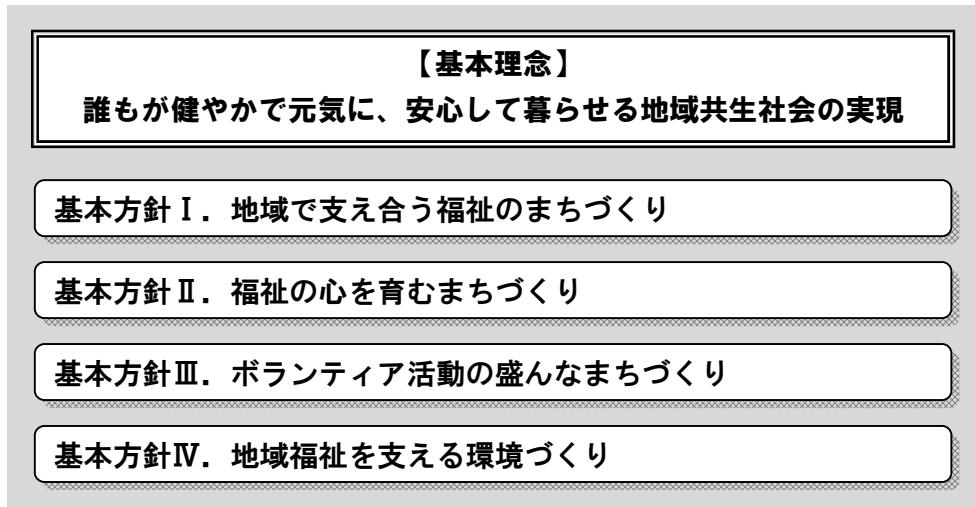
(4) 地域を基盤とする包括的支援の強化

子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居など複数の課題を同時に抱えるケースや、「ごみ屋敷」のように現行の制度では解決が難しい課題など、住民が抱える課題が多様化・複雑化しつつあります。

このような課題を適切かつ確実な支援につなげられるよう、地域住民による支え合いと行政による公的な支援を連動させ、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが求められています。

2 基本方針と施策の柱

基本理念を実現するために、下図のとおり4つの基本方針を掲げます。



● 地域共生社会

国は、地域共生社会とは、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会』であると示しています。

つまり、地域共生社会とは、対象者ごとに福祉サービスを「縦割り」にしたり、「支える側」と「支えられる側」に分かれたりせず、あらゆる地域住民や団体等が支え合いの当事者として役割をもち、みんながみんなを支えるような社会です。

地域共生社会を実現するには、一人ひとりの意識や行動はもとより、地域と行政が協力しながら、みんなで支え合うための取組や仕組みづくりを推進することが重要になります。

本市は、各福祉計画に共通する理念として「地域共生社会の実現」を位置づけ、取組を進めます。

＜地域共生社会の姿＞

図

3 施策の体系

基本方針Ⅰ 地域で支え合う福祉のまちづくり

● ご近所・地域のつながりづくり

地域での支え合いを推進するうえでは、ご近所や地域の人たちとの人間関係が基盤となることから、あいさつや会話、情報交換など基本的なコミュニケーションを大切にします。

また、お祭りや地域活動などのイベント、はつらつ広場やサロン活動、各地区コミュニティセンターを拠点とした多世代が交流するサークル活動などを通じて、地域交流のさらなる醸成を図ります。

● 支え合い活動の活性化

買い物や外出、ごみ出しなどちょっとした困りごとをいち早く見つけ、解決できるのは地域住民であることから、地域住民による支え合い・助け合いを促進します。

高齢者、障害者、介護する人、子どもや子育て中のなど孤立することのないよう、それらの人への理解を深めるとともに、地域での支え合いや見守り体制の強化を図ります。

また、地域住民が地域の福祉課題を主体的に解決できるよう、課題の発見・解決に向けた話し合いをするための場づくりを推進します。

● 地域の福祉活動の充実

地域の福祉活動の推進には、住民や行政だけでなく、民間の法人・団体の力が不可欠であることから、長岡市社会福祉協議会が行う地域福祉活動や地区社会福祉協議会・地区福祉会の活動の充実、また社会福祉法人やNPO、市民団体、民間企業等による福祉活動の活性化を図ります。

あわせて、法人・団体相互の連携、法人・団体と地域住民の関係づくりを推進します。

基本方針Ⅱ 福祉の心を育むまちづくり

● 福祉教育・啓発活動の推進

思いやりや助け合いの心を育むため、ボランティアセンター等の講座や用具の貸し出しを通じた地域における福祉教育、福祉読本「ともしひ」等を活用した学校・家庭における福祉教育の充実を図ります。

また、すこやか・ともしひまつりやともしひポスター展などの「ともしひ運動」や、市内大学との連携によるシンポジウムの開催など、福祉に対する関心や理解を深めるためのイベント等を実施します。

● 地域福祉を支える担い手の発掘・育成

地域における支え合い活動のリーダーとなる人材を発掘するため、意欲はあるが活動に踏み出せていない人、特に「団塊の世代」や「アクティブ・シニア」が気軽に

に楽しみながら地域活動等に参加できるような取組を行います。

あわせて、発掘した人材を育成するための研修の充実を図ります。

基本方針Ⅲ ボランティア活動の盛んなまちづくり

● ボランティアの参加促進と育成推進

ボランティア活動の参加者を増やすため、活動の意義や内容、市内団体のボランティア募集情報を広く発信するとともに、啓発イベントやボランティアセンターでの相談支援を行います。

また、ボランティアを育成するための講座の充実を図ります。

● ボランティア活動の活性化

ボランティア活動に関する情報を広く収集し、ボランティアセンターのホームページをはじめ、様々な媒体を用いて各団体のPRやボランティア募集情報の発信を支援します。

また、専門職員による相談支援やマッチング、団体の交流事業の実施など、ボランティア活動のサポート業務の充実を図ります。

あわせて、ともしひ基金や民間・行政による補助金・助成金などの財政的支援により、各団体の活動の活性化を図ります。

基本方針Ⅳ 地域福祉を支える環境づくり

● 包括的な支援体制の整備

多様化・複雑化した課題に対して適切かつ確実な支援を提供するため、高齢者を包括的に支える「地域包括ケアシステム」を参考に、包括的な支援体制について研究・検討します。

また、権利擁護や生活困窮者の自立支援のように福祉以外の分野を含む多様な側面からの支援が必要な課題についても、地域や関係団体、行政などの連携のもと支援を行います。

● 相談窓口・情報提供の充実

地域住民の生活課題・福祉課題を地域の身近なところで受け止められるよう、民生委員・児童委員の活動の充実を図るとともに、行政や専門機関の相談窓口が相談しやすい場所となるよう、各窓口の連携体制を強化します。

また、福祉サービスは多岐にわたり、内容も複雑であることから、分かりやすい情報発信を行うとともに、必要な情報にアクセスしやすくなるよう、情報発信の方法を検討します。

● 避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実

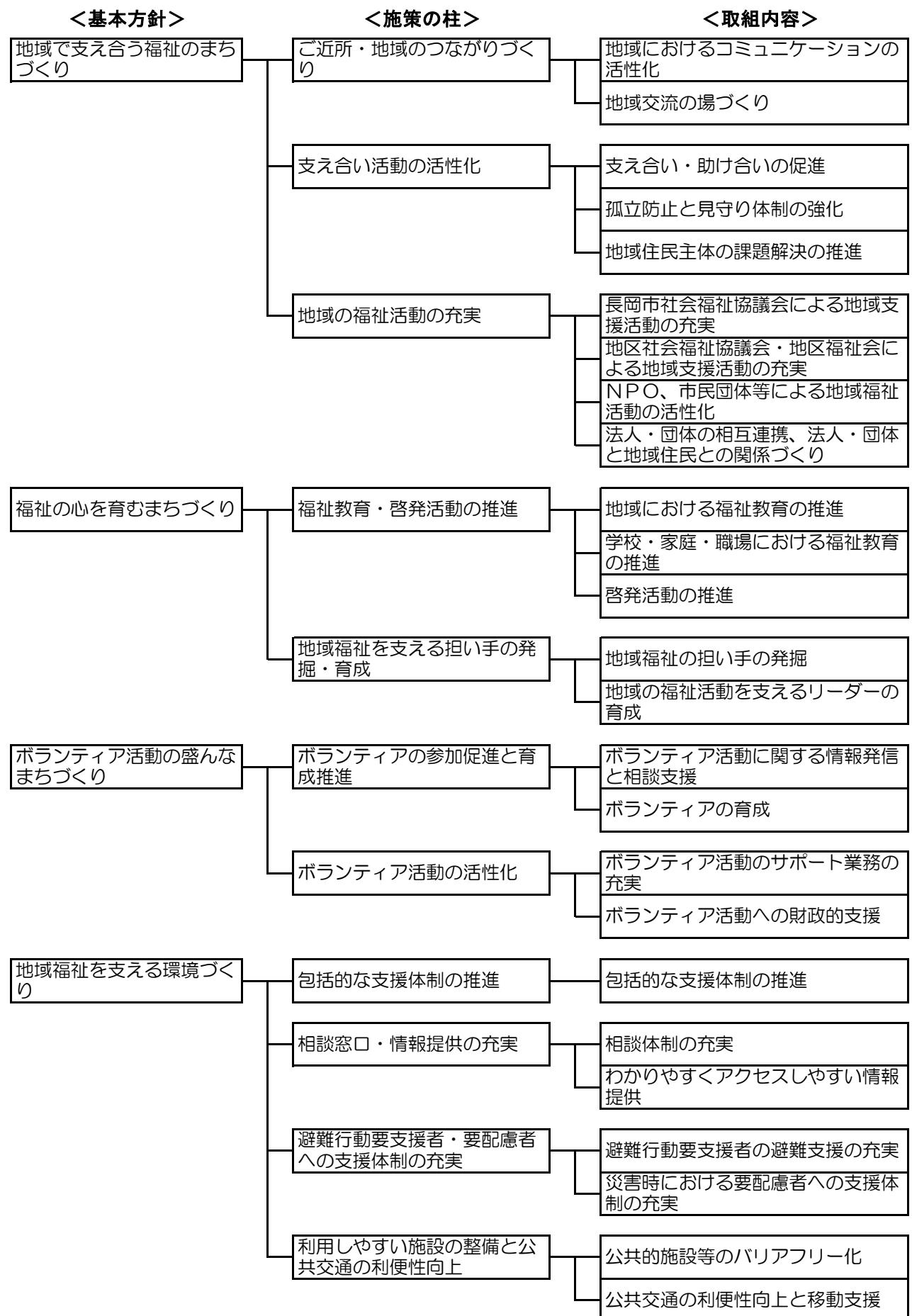
災害時、避難行動要支援者がスムーズに避難できるよう、地域と行政が連携し、避難支援の充実を図ります。

また、福祉避難所の運営や民間施設の緊急受入など、災害時における要配慮者への支援体制の充実を図ります。

- 利用しやすい施設の整備と公共交通の利便性向上

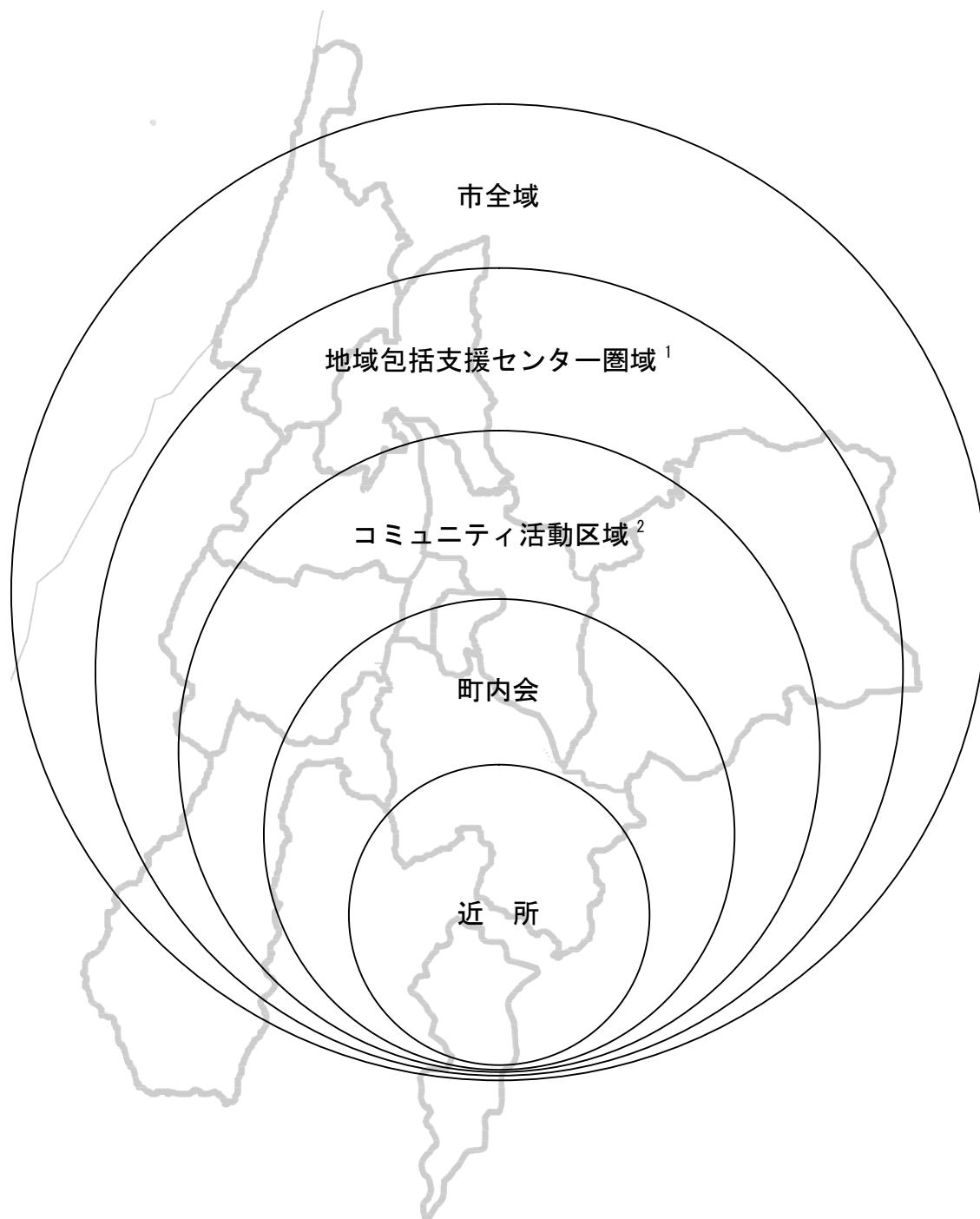
高齢者や障害者、子どもなど、すべての人にとって利用しやすいまちづくりを進めるため、道路の段差解消や公共的施設のバリアフリー化、公共交通の利便性向上を図ります。

4 施策の体系図



5 「地域」のとらえ方

地域福祉に係る取組は多岐にわたり、それぞれ実施するうえでの適切な範囲は異なります。そのため、本計画では地域福祉活動が実施される「地域」を、一義的なものではなく、次のとおり重層的なものとしてとらえています。



1 高齢者に関する公的な相談窓口である、市内 11 カ所の「地域包括支援センター」が担当する区域。

2 コミュニティセンター区域や小学校校区など、コミュニティセンターや公民館等を拠点として、生涯学習や青少年健全育成、地区住民の社会福祉の増進を図るために活動を実施しているほか、多世代が交流するサークル活動などの取組を実施している区域。

第4章 地域福祉を推進するための施策

1 地域で支え合う福祉のまちづくり

(1) ご近所・地域のつながりづくり

① 地域におけるコミュニケーションの活性化

【住民】 ○住民同士のあいさつや会話 ○住民同士の会話による情報交換

② 地域交流の場づくり

【住民】 ○地域活動などへの積極的な参加

【地域】 ○住民が集まる場（機会）づくり ○町内公民館等の適切な維持管理

【市】 ○地域や住民主体の活動への支援 ○コミュニティ活動の推進

(2) 支え合い活動の活性化

① 支え合い・助け合いの促進

【住民】 ○困りごとを抱えている人の手助け ○困りごとの発信
○民生委員・児童委員の把握

【地域】 ○町内会など小地域内での支え合い・助け合い

【市】 ○支え合い活動に関する情報提供 ○民生委員・児童委員の周知

② 孤立防止と見守り体制の強化

【住民】 ○個人による日常の見守り

【地域】 ○町内会や民生委員・児童委員などによる見守り
○商店や事業所などによる見守り

【市】 ○シルバーささえ隊の普及啓発 ○安心連絡システムの利用普及
○郵便局との連携

③ 地域住民主体の課題解決の推進

【住民】 ○地域福祉懇談会への積極的な参加

【地域】 ○地域の実態に合った取り組みの実践

【市】 ○地域の取り組み例の情報提供
○福祉関連計画策定・進捗管理への地域住民等の参加

(3) 地域の福祉活動の充実

① 長岡市社会福祉協議会による地域支援活動の充実

- 【住民】 ○地区社協・地区福祉会が実施する福祉活動への積極的な参加
- 【社協】 ○地域組織への支援 ○地区福祉活動の持続発展
○積極的な住民ニーズの把握
- 【市】 ○長岡市社会福祉協議会の事業展開への支援

② 地区社会福祉協議会・地区福祉会による地域支援活動の充実

- 【地域】 ○地区社協・地区福祉会が実施する福祉活動への積極的な参加（再掲）
- 【地区社協等】 ○住民参加型在宅福祉サービス（ボランティア銀行）
○ふれあい型食事サービス事業 ○小地域ネットワーク活動
○福祉送迎サービス事業 ○ふれあい・いきいきサロン事業

③ NPO、市民団体等による地域福祉活動の活性化

- 【団体等】 ○地域福祉活動や地域の活性化・支え合いにつながる活動などの実施
- 【社会福祉法人】 ○地域の福祉ニーズを踏まえた公益的な取組
- 【市民協働センター】 ○市民活動に関する相談支援
- 【市】 ○市民活動への財政支援

④ 法人・団体の相互連携、法人・団体と地域住民との関係づくり

- 【地域・団体】 ○各種会議や研修会などへの積極的な参加
- 【市民協働センター】 ○他団体等との連携のコーディネート
- 【市】 ○各福祉制度における支援における多機関・多職種連携の強化
○多機関・多職種の交流の場づくり

2 福祉の心を育むまちづくり

(1) 福祉教育・啓発活動の推進

① 地域における福祉教育の推進

【地域】 ○「市政出前講座」や「まちの先生」などの活用

【社協】 ○ 福祉教材の貸し出し

【市】 ○「市政出前講座」の実施・「まちの先生」の紹介

② 学校・家庭・職場における福祉教育の推進

【地域】 ○家庭における教育 ○学校や職場における学習や研修

【社協】 ○社会福祉協力校指定事業 ○学校への福祉出張講座の実施

【市】 ○福祉読本「ともしび」の作成・配布 ○家庭教育活動事業

③ 啓発活動の推進

【地域】 ○地域内での周知・情報共有

【社協】 ○社協だよりの発行

【市・社協】 ○すこやか・ともしびまつり

【市】 ○ともしび運動ポスター展
○大学との連携によるシンポジウムの開催

(2) 地域福祉を支える担い手の発掘・育成

① 地域福祉の担い手の発掘

【地域】 ○アクティブ・シニアによる福祉活動
○働き盛りの若い世代の福祉活動への参加
○障害者や子どもの福祉活動への参加
○既存の社会資源の活用

【市】 ○関係機関と連携した新たな事業展開

② 地域の福祉活動を支えるリーダーの育成

【地域】 ○地域の中でのリーダーの育成
○コミュニティセンターの福祉担当主事による支援

【市】 ○リーダー研修の実施

3 ボランティア活動の盛んなまちづくり

(1) ボランティアの参加促進と育成推進

① ボランティア活動に関する情報発信と相談支援

- | | |
|------|--|
| 【地域】 | ○誰もが気軽に参加できるような工夫と情報発信 |
| 【社協】 | ○ボランティア活動に関する情報収集・情報発信
○ボランティア希望者への相談支援
○ボランティアと団体のマッチング支援 |
| 【市】 | ○啓発イベントの実施 |

② ボランティアの育成

- | | |
|------|--------------------------------|
| 【社協】 | ○ボランティア講座の充実
○中学生サマースクールの実施 |
| 【市】 | ○高校生ボランティア講座の実施 |

(2) ボランティア活動の活性化

① ボランティア活動のサポート業務の充実

- | | |
|-----------------------|--|
| 〔社会福祉協議会
市民協働センター〕 | ○ボランティア活動に関する情報収集・情報発信の支援
○団体への相談支援
○ボランティアと団体のマッチング支援（再掲）
○団体交流事業の実施 |
|-----------------------|--|

② ボランティア活動への財政的支援

- | | |
|-----------|--------------|
| 【社会福祉協議会】 | ○ともしび基金による支援 |
| 【市】 | ○各種補助金による支援 |

4 地域福祉を支える環境づくり

(1) 包括的な支援体制の推進

●包括的な支援体制の整備

【市】 ○包括的な支援体制の研究

●権利擁護の推進

【地域】 ○権利擁護が必要な人の発見と相談

【社協】 ○成年後見制度に関する総合相談支援 ○成年後見制度の普及・啓発
○法人後見の受任 ○市民後見人の養成
○日常生活自立支援事業の実施

【市】 ○法定後見制度利用支援事業の実施
○虐待防止に関する普及啓発 ○虐待への対応
○高齢者の消費者被害防止に関する対応

●生活困窮者の自立支援

【地域】 ○生活困窮者の把握

【市】 ○生活困窮者の把握 ○生活困窮者の自立支援

【社協】 ○生活福祉資金貸付の実施

(2) 相談窓口・情報提供の充実

① 相談体制の充実

●民生委員・児童委員への支援

【地域】 ○民生委員・児童委員の候補者の発掘
○民生委員・児童委員の活動への理解と協力

【市】 ○民生委員・児童委員に対する研修の実施

●相談窓口の連携強化

【市】 ○周知の充実 ○相談窓口の連携強化

② わかりやすくアクセスしやすい情報提供

【市】 ○情報提供・周知の充実 ○情報発信方法の検討

(3) 避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実

① 避難行動要支援者の避難支援の充実

- | | | |
|------|---------------------------------|--------------|
| 【地域】 | ○避難行動要支援者の把握と情報共有
○避難支援方法の検討 | ○防災訓練の実施 |
| 【市】 | ○避難行動要支援者名簿の提供 | ○避難支援体制の整備支援 |

② 災害時における要配慮者への支援体制の充実

- | | | |
|-----------|--------------------|------------|
| 【市】 | ○福祉避難所・福祉避難室の開設・運営 | ○緊急受入施設の確保 |
| 【社会福祉法人等】 | ○要配慮者の緊急受入 | |

(4) 利用しやすい施設の整備と公共交通の利便性向上

① 公共的施設等のバリアフリー化

- | | | |
|-----|--------------------|----------------------------|
| 【市】 | ○歩道の新設
○歩道舗装の改善 | ○歩道の改築、段差解消
○公共的施設の環境改善 |
|-----|--------------------|----------------------------|

② 公共交通の利便性向上と移動支援

- | | | |
|------|-------------------------------|---------------------------------|
| 【市】 | ○バス利用の利便性向上
○在宅障害者の移動手段の確保 | ○地域における交通手段の検討・確保
○福祉有償運送の推進 |
| 【社協】 | ○ハート・カーの運行 | ○福祉送迎サービス事業（再掲） |